

## 取組の方向 8

## 質の高い教育環境を整える

## &lt;主要施策 19 都立高校改革の推進&gt;

## 1 都立高校改革推進計画に基づく取組（都立学校教育部）

## (1) 都立高校改革の推進

近年の我が国の高等学校教育や都政の動向に伴う新たな課題に的確に対応するため、平成 27 年度に都立高校改革推進計画を一部改定するとともに、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の具体的な計画として、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画を策定した。平成 29 年度は計画の中間年度として、引き続き、各取組を着実に推進する。

また、新実施計画の進捗状況や、平成 28 年度に実施した「都立高校の現状把握に関する調査」の結果等を踏まえながら、平成 30 年度の次期実施計画（仮称）の策定に向けた準備を着実に進める。

## &lt;主要施策 20 特別支援教育の推進&gt;

## 1 東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づく取組（都立学校教育部・指導部）

## (1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

ア 都立江東特別支援学校高等部職能開発科の平成 30 年 4 月設置に向けた準備

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に就労実現に向けた基礎的な職業教育を行うため、3 校目となる職能開発科を、都立江東特別支援学校へ平成 30 年 4 月に設置するための準備を行う。

## (2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

都教育委員会では、これまで特別支援学校の適正配置やスクールバスの充実等により、スクールバスの乗車時間の短縮に努めてきた。肢体不自由特別支援学校のスクールバスの平均乗車時間は、平成 27 年度には 60 分にまで短縮されており、東京都特別支援教育推進計画に掲げた目標は達成している。

しかし、各コース別の乗車時間を見ると、今なお乗車時間が 60 分を超える児童・生徒が残されている。肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な者もあり、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、児童・生徒の通学負担の軽減に向けて、更なる取組を推進する必要がある。

そこで、肢体不自由特別支援学校のスクールバスについて、更なる乗車時間の短縮を図る。具体的には、乗車時間が 60 分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することなどにより、効果的に乗車時間を短縮していく。見直しに当たっては、乗車時間が長いコースから順次見直しを進め、最終的には全てのコースにお

いて、乗車時間を 60 分以内とすることで、児童・生徒の通学負担を軽減していく。

(3) 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間を活用した企業開拓委託

(7) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。

(4) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。

イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（一般職非常勤）」を配置する。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

(7) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼する。

(4) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成 27 年度に制作した DVD を活用する。

エ 職業教育の充実

(7) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。

(4) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。

(7) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。

(4) 医療的ケアの充実

近年、肢体不自由以外の特別支援学校においても、医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍している状況があり、健康かつ安全な学校生活を送るための環境整備が求められている。

このため、都教育委員会では全ての特別支援学校で肢体不自由特別支援学校と同程度の医療的ケアを実施できる体制を整備するため、平成 29 年度から非常勤看護師を配置し、医療的ケアに必要な環境を整備していく。

(5) 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策

ア 小学校の特別支援教室の導入に向けた支援

平成 28 年度から順次導入しており、在籍校における発達障害の状態に応じた個別指導や小集団指導を実施する体制の整備を進め、平成 30 年度の導入完了を目指して、平成 29 年度において公立小学校約 1,000 校（平成 28 年度設置済を含む。）に特別支援教室を設置する。

区市町村支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 中学校の特別支援教室導入に向けたモデル事業の推進

教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題があるため、平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 か年でモデル事業を実施し、中学校にお

ける巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進路指導を含めた相談機能の在り方等について検討を行う。

モデル事業での成果と課題を踏まえ、準備の整った区市町村から特別支援教室を導入し、平成33年度までに全ての中学校での設置を目指す。

#### ウ 都立高等学校等における発達障害の生徒への支援

(7) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒の在籍者数等にかかわらず、生徒の状態に応じて指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 都立高等学校における通級による指導の平成30年度からの開始を目指し、検討を行う。具体的には、都立秋留台高等学校をパイロット校として指定し、当面の間、都立秋留台高等学校の生徒を対象とした自校通級での運用を行い、実践を踏まえた上で、今後の設置の仕組みや他校通級の在り方を検討していく。

#### (6) 都立特別支援学校における芸術・スポーツの振興

##### ア 特別支援学校のスポーツ振興

###### (7) 障害者スポーツの普及促進

障害者スポーツを通じた地域の小・中学校、高等学校及び地域住民との交流や、障害者スポーツ教室の開催、障害者スポーツ普及促進用DVDを活用した都立特別支援学校における校内での研修活動などにより障害者スポーツの普及促進を進めていく。

###### (イ) 障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実

「障害のある児童・生徒のスポーツ教育推進校」30校指定して、ボッチャやゴールボール等の障害者スポーツを取り入れ、児童・生徒が生涯において親しむ障害者スポーツの選択肢を増やすための教育活動の充実や、優れた外部指導者を活用した部活動の振興を図る。

さらに、推進校の中から、8校を全国規模の障害者スポーツ大会等で活躍できる選手の育成を目指す学校に指定し、パラリンピアン等を特別指導員として招へいし技能を向上させることや対外試合の機会の充実等によって、部活動の充実を図る。

###### (ウ) 障害者スポーツを通じた交流活動の活性化を図る。

##### イ 特別支援学校の芸術教育の振興

###### (7) 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進

障害のある幼児・児童・生徒の豊かな心を育み、潤いのある生活につなげていく取組を行う。また、優れた芸術的才能を更に伸長し、生み出された芸術作品を社会に広めるなどして、社会に参加・貢献していくための仕組みを構築していく。

###### (イ) 特別支援学校における芸術教育の推進

都立特別支援学校における芸術教育の充実を図るため、芸術教育推進校を3校指定し、芸術系大学との連携により、芸術系教科の指導内容・方法の研究や授業改善等を行う。

また、児童・生徒一人一人の表現能力の向上を図るとともに、芸術の諸能力に優れた生徒の発掘と育成を行う。

(ウ) 障害者アートの理解促進

特別支援学校に在籍する、美術分野を中心とした優れた才能を有する児童・生徒を発掘するとともに、都民に対して障害者アートに関する理解を促進することを目的として、アートプロジェクト展を実施する。

(エ) ユニークな芸術活動の機会の創出

生徒の芸術的才能を伸ばし、豊かな人間性や創造力、感性等を涵養<sup>かん</sup>するため、特別支援学校の美術室や図画工作室において、障害のある生徒が時間や場所の制約を受けず、自由に美術活動を行うことができる機会を創出する。1 地区、特別支援学校 3 校程度を指定し、モデル事業を実施する。その成果検証に基づき、他の地区を含めた全ての特別支援学校での実施方法を検討する。

## <主要施策 2 1 学校運営力の向上>

### 1 学校運営力を向上させる取組の充実（都立学校教育部・人事部）

(1) 校長のリーダーシップに基づく組織的<sup>そし</sup>学校運営の推進

校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、P D C A サイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。

(2) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、新たに「学校マネジメント強化モデル事業」を小学校 6 校、中学校 6 校で実施する。

ア 実施内容

区市町村教育委員会で人材の選考、配置を行い、以下の 2 パターンについて事業を実施するに当たり、都教員委員会は財政的支援を行う。

(ア) 経営支援部を設置していない学校

副校長の業務を支援する「学校経営補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 7 時間 45 分勤務）として配置する。「学校経営補佐」は学校運営や地域対応に関する経験や知識を持つ人材等（教育管理職・主幹経験者又は区市町村職員の管理・監督職経験者等を想定）とし、学校運営事務、保護者等の対応及び人材育成等の経験を有する業務を主に行う。

(イ) 経営支援部を設置している学校

副校長の業務を支援する「副校長補佐」を非常勤職員（月 16 日、1 日 5 時間以内勤務）として配置する。また、経営支援部の機能強化を図るとともに、より副校長の業務を直接的に支援できるようにするため、経営専任主任の授業時数を週 6 時軽減する。

「副校長補佐」は、行政事務経験がある人材等（学校事務職員、区市町村教育委員会等での行政経験者等を想定）とし、調査・報告等の事務、サービス・施設管理等の必ずしも教員の経験を必要としない業務を主に行う。

## <主要施策 2 2 学校の教育環境整備>

### 1 耐震化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

都教育委員会は、平成26年に修正された「東京都地域防災計画」、平成23年11月策定の「東京都防災対応指針」及び平成29年3月策定の「東京都第5次地震防災緊急事業五箇年計画」並びに平成28年3月改正の「東京都耐震改修促進計画」に基づき、学校における震災対策を推進する。

#### (1) 公立小・中学校等における震災対策の推進

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害発生時には地域住民等の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。

都教育委員会は、学校施設における耐震化の緊急性・重要性に鑑み、全公立小・中学校等の耐震化を早急に進めるため、都独自の支援事業を平成20年度から実施してきており、平成27年度末には、公立小・中学校施設の耐震対策がほぼ完了している。

また、東日本大震災を契機に、その重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成25年度から支援事業を実施している。

・非構造部材耐震化財政支援

国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の補助

【参考：構造体耐震化率】

(平成28年4月1日現在) (単位：棟)

校種	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の 全棟数に 占める割 合	耐震診断 実施棟数	耐震診断 実施率	S56以前建 築の棟で耐 震性がある 及び既に補 強済の棟数	耐震化率
幼稚園	192	71	121	63.0%	118	97.5%	118	98.4%
小・中学校	6,924	1,977	4,947	71.4%	4,947	100.0%	4,945	99.9%
合計	7,116	2,048	5,068	71.2%	5,065	99.9%	5,063	99.9%

【出典：文部科学省 耐震改修状況調査】

#### (2) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震促進改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成22年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施することとした。

屋内運動場については、平成24年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成25年度から4か年（28年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行った。

また、校舎棟等の非構造部材についても、平成26年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

## 2 トイレ整備の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

### (1) 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、都教育委員会は、公立小・中学校等施設におけるトイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、公立小・中学校等のトイレ整備を促進させる。

### (2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

都立学校において、計画的にトイレの洋式化を進めるとともに、多機能トイレの整備も推進する。また、学校の改築等の際は、洋式トイレを基本として計画し、整備を進めていく。

なお、改築等の際は、トイレ用水の確保やマンホールトイレの設置など、災害時の対策も図っていく。

## 3 冷房化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

### (1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、都教育委員会は、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する区市町村に対し、国の補助に上乗せした都の補助を平成22年度から実施してきた。

平成26年度から、防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化の整備経費の一部を補助したほか、平成27年度からは、普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）についても支援対象とし、公立小・中学校の冷房化を推進している。

### (2) 都立学校における冷房化の推進

都立高等学校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。

## 4 ICT環境整備の推進（総務部・地域教育支援部）

### (1) 公立小・中学校ICT教育環境整備支援事業

#### ア 出前ICT環境整備事業・ICTアドバイザー事業

区市町村教育委員会によるICT環境整備に係る計画等作成を促進するため、区市町村教育委員会が指定するモデル校に、タブレット端末、電子黒板、アクセスポイント等を貸し出す。また、モデル校におけるICT環境を活用する授業をサポートするため、ICTの専門家を派遣する。

## イ 公立学校施設校内LAN整備工事支援事業

児童・生徒の良好な教育環境を整備するため、都教育委員会は、公立小・中学校施設における校内LANの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、公立小・中学校のICT環境の整備を支援する。

## (2) ICT環境整備の推進

## ア 都立高等学校、都立高等学校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の充実

都立高等学校、都立高等学校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の更なる充実に図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等のICT機器に加え、生徒用のタブレット端末を配備し、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備する。

## イ 都立特別支援学校におけるICT環境の充実

都立特別支援学校におけるICT環境の更なる充実に図るため、これまで配備したICT機器や障害者用支援機器に加えて、児童・生徒用に配備したタブレット端末について、リース期間満了に伴う機器更新を行い、個に応じた学習が実現可能な環境を継続して整備する。

## 5 安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

## (1) 公立小・中学校等防犯設備整備事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、都教育委員会は、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、都独自の支援事業を実施していく。

<公立幼稚園、小・中学校における整備状況（平成28年度実績（見込み））>

区分	新規設置	更新設置
幼稚園	8園	9園
小学校	25校	218校
中学校	28校	81校

## 6 校庭の芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

## (1) 児童・生徒の健やかな成長にとって望ましい教育環境の整備を目的として、公立小・中学校等の校（園）庭芝生化、校舎の屋上・壁面緑化を推進している。

## ア 区市町村への補助事業

- (ア) 校（園）庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助
- (イ) 芝生の専門的維持管理経費の補助（補助期間5年間）
- (ウ) 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（公立小・中学校のみ）

## イ 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

- (ア) 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）
- (イ) 芝生リーダー養成講習会の開催

## 取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

ウ 校庭芝生化に向けた普及・広報等

- (ア) 芝生化未実施校への天然芝の出前
- (イ) 校庭芝生化に係る情報発信（「緑の学び舎ニュースレター」）
- (ウ) 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- (エ) 校庭芝生化地域連携事業

＜公立小・中学校等（※）における校庭芝生化の実績（見込み）＞

公立小・中学校総数	1,900校	平成28年5月1日現在
校庭の芝生化を実施した学校	495校	平成28年度末現在

※ 区立義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。分校は含まない。

(2) 都立学校の環境改善（芝生化）

平成28年度末までの実績	118校	約27.2ha
平成29年度の予定	新規9校	

### ＜その他の事務事業＞

#### 1 都立特別支援学校の体育施設の環境整備（都立学校教育部）

東京2020大会の開催決定を契機として、障害者スポーツに対する関心が高まっている。障害者や障害者スポーツ団体が、身近な地域でスポーツを楽しむためには、地域で障害者スポーツ活動を行うための環境を充実させていく必要があり、特別支援学校が、こうした役割を担っていくことが期待されている。

そこで、都教育委員会では、オリンピック・パラリンピック準備局と連携して、障害者等へ身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、特別支援学校の体育施設等（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進している。平成28年度においては、5校（墨東特別支援学校、大塚ろう学校、大泉特別支援学校、府中けやきの森学園及び村山特別支援学校）の体育施設等が活用されている。

今後、より多くの障害者や障害者スポーツ団体が地域において障害者スポーツを楽しむよう、特別支援学校の環境整備を推進していく。なお、平成29年度は新たに5校の整備を進めていく。

#### 2 教育庁人材バンク事業（人事部）

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成22年度から「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部のボランティア人材を広域的に募集して、学校のニーズに対応した人材を的確にマッチングしていく仕組みを作り、安定的かつ効果的な外部人材の活用を図っている。

今後も、学校からの要望の多い人材（教員を目指す大学生等）の募集に努めるとともに、ホームページによる有効な活用事例の紹介や人材情報の公開などを行うことにより、外部人材の活用を推進し、学校の教育活動を効果的に支援する。



### 3 学校問題解決サポート事業（指導部）

学校と保護者や地域住民との間で生じた学校だけでは解決困難な問題について相談を受け、子供のことを第一に考え、公平・中立の立場で、より良い解決策を提案する。

#### (1) 相談者への対応

##### ア 電話相談

学校問題に関して経験豊富な校長OB等が電話を受け、助言する。

##### イ 専門家等からの助言

相談を受けた案件は協議し、必要に応じて専門家等の助言を受け、回答する。

##### ウ 第三者的機関としての解決策の提示

解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等が双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

#### (2) 学校・区市町村教育委員会への支援

学校問題の未然防止や学校の初期対応能力向上に向けた取組

##### ア 教職員等（職層に対応）を対象にした専門家等による講演会・個別相談会の実施

##### イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会や研修会等への講師派遣

##### ウ 指導主事等を対象にした学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

#### (3) 問題解決に向けた第三者的相談機能の充実

学校だけでは解決困難ないじめ等の問題で緊急性があり、かつ、専門家等からの助言が必要と判断される問題について、必要に応じて少人数の専門家による「いじめ等の問題解決支援チーム」を結成し、学校や教育委員会等からの相談に応じる等、早期に問題解決を図る。特に緊急性のある問題等については、同支援チームが学校を訪問するなどして直接助言を行う。